**平成２６年（フ）第４２０号**
横浜市緑区鴨居３―１―４　ユニオンビル４Ｆ、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区新横浜３丁目24番地５
破産者　株式会社新横浜アップスクール
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３１号**
福井県坂井市春江町江留下高道146番地
破産者　有限会社ブロバンス
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５９号**
福井市四ツ井２丁目10番25号
破産者　有限会社フェアリー
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第２１３０号**
愛知県春日井市鳥居松町４丁目177番地友和ビル
破産者　株式会社ファーストライフ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４７８６号**
大阪市北区中津４丁目９番７号
破産者　株式会社大洋商事（旧商号株式会社リンクス）
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８号**
大阪府阪南市鳥取669番地の１―412号
破産者　株式会社ＳＡＤＡＫＯＵ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第７９号**
佐賀県唐津市和多田大土井10番31号
破産者　有限会社アイランド情報システム
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２６年（フ）第２１０号**
東京都東大和市芋窪３丁目1708番地の１
破産者　谷　　貴子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２５４号**
東京都調布市八雲台２丁目４番地５タートルハウス103
破産者　原井　保次
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２５５号**
東京都調布市八雲台２丁目４番地５タートルハウス103
破産者　原井ひとみこと　ハライ　サランチャナ
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第２７２号**
東京都府中市宮西町５丁目６番地の11ヤヒコビル101号室
破産者　天野　洋一
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第７２９号**
東京都世田谷区豪徳寺１丁目35番１号
破産者　株式会社アール・シー・ウェイブ
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第７７号**
岐阜市八坂町41―１　グランデール八坂Ｃ―103、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町伏屋３丁目87番地の１
破産者　森安フロウこと　森　　泰夫
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第４１４号**
静岡県駿東郡清水町久米田61番地の１
破産者　有限会社テルテルパーク
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第６０号**
岡山県倉敷市連島町鶴新田471番地１
破産者　株式会社アーツ情報システム
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２６年（フ）第４１号**
山口県宇部市大字東須恵710番地の21
破産者　有限会社あど・あど
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第２４５号**
福岡市博多区堅粕５丁目４番９―201号
破産者　水越　織江
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１７号**
静岡県菊川市下平川741番地　エクセランＡ―103、旧住所静岡県菊川市棚草587番地
破産者　渡辺　正直
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２５年（フ）第２５９号**
大阪府豊中市蛍池北町２―５―10―413
破産者　山下　泰則
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第１９８号**
福岡市中央区荒戸１丁目２番21号　204号
破産者　高倉　賢司
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２６年（フ）第２３３号**
福岡市中央区桜坂２丁目９―１ミルクハウス２Ｂ、住民票上の住所福岡市早良区田村６丁目11番７号
破産者　有馬　昌子
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部